

## II. 企業等の状況（企業等に関する集計）

### 1 概況（全国比較）

愛知県内に本社等がある企業等※の数は22万7719企業（全国の5.7%）、売上高は94兆5012億8800万円（同6.7%）で、全国順位はいずれも第3位でした。

これらを24年活動調査と比べると、企業等数は3.4%減少しましたが、売上高は5.7%増加しました。

なお、企業等の数値は、愛知県内に本社等がある企業等を対象に企業等単位で集計するため、他の都道府県に所在する事業所の数値を含んでいることに御留意ください。（表Ⅱ-1-1、表Ⅱ-1-2）

（※）企業等とは、民営のうち会社企業、会社以外の法人及び個人経営をいう。なお、調査対象外の事業所については、「利用上の注意」を参照のこと。

表Ⅱ-1-1 企業等数 上位5位

順位	都道府県	24年活動調査	26年基礎調査	全国に占める	
				割合(%)	増減率(%)
全 国		4,128,215	3,983,352	100.0	▲3.5
1	東 京 都	469,554	454,254	11.4	▲3.3
2	大 阪 府	314,145	299,089	7.5	▲4.8
3	愛 知 県	235,719	227,719	5.7	▲3.4
4	神奈川県	211,525	203,700	5.1	▲3.7
5	埼 玉 県	183,139	175,688	4.4	▲4.1

表Ⅱ-1-2 売上高 上位5位

順位	都道府県	24年活動調査 (百万円)	26年基礎調査 (百万円)	全国に占める	
				割合(%)	増減率(%)
全 国		1,335,508,287	1,403,650,543	100.0	5.1
1	東 京 都	609,592,541	673,157,249	48.0	10.4
2	大 阪 府	124,944,127	124,750,450	8.9	▲0.2
3	愛 知 県	89,384,150	94,501,288	6.7	5.7
4	神奈川県	50,148,216	50,056,876	3.6	▲0.2
5	福 岡 県	34,223,131	33,023,503	2.4	▲3.5

## 2 産業別の状況

産業（大分類）別に企業等数をみると、「卸売業，小売業」が4万9124企業（全産業の21.6%）と最も多く、次いで「製造業」が3万1704企業（同13.9%）、「宿泊業，飲食サービス業」が3万281企業（同13.3%）などとなっており、この上位3産業で全産業の約5割を占めています。

売上高についてみると、「製造業」が40兆9775億700万円（同43.4%）と最も多く、次いで「卸売業，小売業」が27兆5296億3900万円（同29.1%）などとなっており、この上位2産業で全産業の約7割を占めています。（表Ⅱ-2-1，表Ⅱ-2-2，図Ⅱ-2-1）

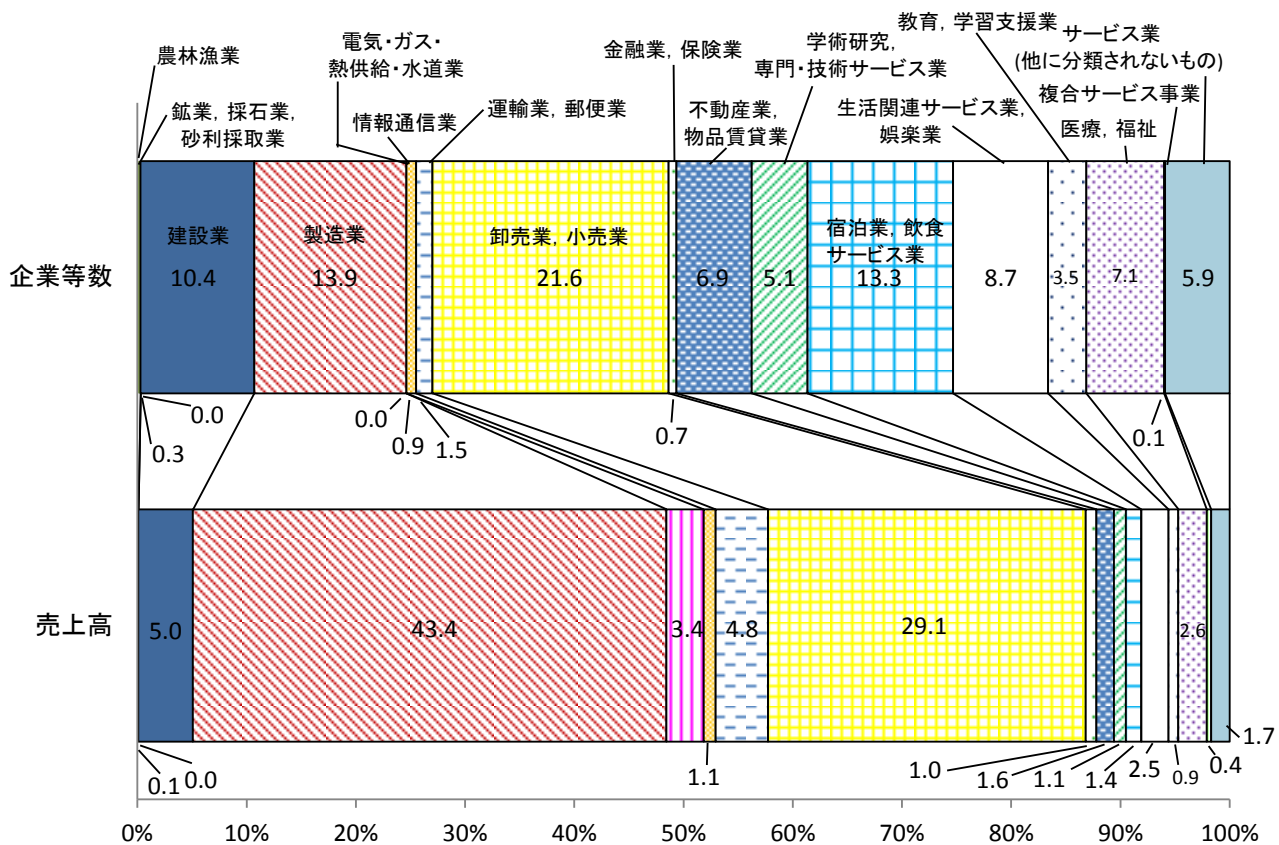
表Ⅱ-2-1 産業（大分類）別企業等数

産業大分類	24年活動調査	26年基礎調査	26年基礎調査	
			構成比 (%)	増減率 (%)
全産業（公務を除く）	235,719	227,719	100.0	▲3.4
農林漁業	687	769	0.3	11.9
鉱業，採石業，砂利採取業	85	63	0.0	▲25.9
建設業	24,954	23,688	10.4	▲5.1
製造業	34,636	31,704	13.9	▲8.5
電気・ガス・熱供給・水道業	27	47	0.0	74.1
情報通信業	2,123	2,103	0.9	▲0.9
運輸業，郵便業	3,548	3,442	1.5	▲3.0
卸売業，小売業	50,280	49,124	21.6	▲2.3
金融業，保険業	1,743	1,689	0.7	▲3.1
不動産業，物品賃貸業	16,443	15,599	6.9	▲5.1
学術研究，専門・技術サービス業	11,593	11,668	5.1	0.6
宿泊業，飲食サービス業	31,899	30,281	13.3	▲5.1
生活関連サービス業，娯楽業	20,302	19,794	8.7	▲2.5
教育，学習支援業	7,994	8,072	3.5	1.0
医療，福祉	15,008	16,094	7.1	7.2
複合サービス事業	169	165	0.1	▲2.4
サービス業(他に分類されないもの)	14,228	13,417	5.9	▲5.7

表Ⅱ - 2 - 2 産業（大分類）別売上高

産業大分類	24年活動調査 (百万円)	26年基礎調査		
		(百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
全産業（公務を除く）	89,384,150	94,501,288	100.0	5.7
農林漁業	95,359	107,959	0.1	13.2
鉱業，採石業，砂利採取業	25,680	22,829	0.0	▲11.1
建設業	4,468,399	4,723,777	5.0	5.7
製造業	36,944,869	40,977,507	43.4	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2,779,778	3,223,333	3.4	16.0
情報通信業	1,100,063	1,019,367	1.1	▲7.3
運輸業，郵便業	4,229,333	4,557,913	4.8	7.8
卸売業，小売業	27,090,263	27,529,639	29.1	1.6
金融業，保険業	844,540	931,276	1.0	10.3
不動産業，物品賃貸業	1,529,007	1,483,741	1.6	▲3.0
学術研究，専門・技術サービス業	1,472,481	1,022,966	1.1	▲30.5
宿泊業，飲食サービス業	1,229,098	1,308,988	1.4	6.5
生活関連サービス業，娯楽業	2,592,620	2,362,138	2.5	▲8.9
教育，学習支援業	805,165	809,022	0.9	0.5
医療，福祉	2,255,126	2,427,649	2.6	7.7
複合サービス事業	333,415	346,924	0.4	4.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,588,954	1,646,259	1.7	3.6

図Ⅱ-2-1 産業（大分類）別企業等数及び売上高の構成比



# 平成 26 年経済センサス - 基礎調査の概要

## 1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査（基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査）である。

## 2 沿革

経済センサス - 基礎調査は、平成 21 年に第 1 回調査を実施し、2 回目に当たる平成 26 年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。なお、経済センサスは、経済センサス - 基礎調査と経済センサス - 活動調査の二つから成り立っており、経済センサス - 活動調査は、平成 24 年に第 1 回調査を実施した。

## 3 調査日

平成 26 年 7 月 1 日

## 4 調査の対象

### (1) 地域的範囲

全国

※ 平成 26 年 4 月 1 日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区を除く。

### (2) 属性的範囲

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に属する事業所は調査対象外とした。

ア 大分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 792 - 家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 96 - 外国公務に属する事業所

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業

所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

## (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

## (3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

## (4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

## 6 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、甲調査においては、事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）による調査に分けて行った。

### (1) 甲調査

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）を対象とする。

#### ①調査員による調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

・総務省－都道府県－市町村－統計調査員－調査事業所

#### ②総務省、都道府県、市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省がオンライン又は郵送により行った。

※ なお、福島県双葉郡楡葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき、総務省が調査を実施した。

#### ア 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数30人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大

きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

- ・総務省－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－調査事業所

ウ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（アに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－市－調査事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、収集を行った。

- ・総務省－都道府県－市町村－調査事業所
- ・総務省－都道府県－調査事業所
- ・総務省－各府省－調査事業所

## 7 調査事項

(1) 甲調査

①事業所に関する事項

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類
- キ 業態
- ク 単独事業所・本所・支所の別
- ケ 年間総売上（収入）金額

②企業に関する事項

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数

- コ 組織全体の常用雇用者数
- サ 組織全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号
- ソ 年間総売上（収入）金額

(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地



# 用語の解説

## 1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

・出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

・事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

## 2 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

## 3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

## 4 経営組織

### (1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

### (2) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

・個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

- ・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

- ・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

## 5 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であつて同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

## 6 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

## 7 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

## 8 単独・本所・支所の別

- ・単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

- ・本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

- ・支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

## 9 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

## 集計及び公表予定（総務省）

集計区分		集計内容	公表時期	
一 速報集計	(1) 事業所に関する集計	主要な事項について、事業所数、従業者数、売上（収入）金額などを集計	平成 27 年 6 月 30 日	
	(2) 企業等に関する集計	主要な事項について、企業等数、売上（収入）金額などを集計		
二 確報集計	1 事業所及び企業等集計	(1) 事業所に関する集計	平成 27 年 11 月（予定）  （※）公表後、報告書の刊行も予定	
		(2) 企業等に関する集計		
	2 事業所集計	(1) 町字・大字別集計	町丁・大字別に、主要な事項について事業所数及び従業者数を集計	平成 28 年 3 月（予定）
		(2) 調査区別集計	調査区別に、事業所数及び従業者数を集計	
三 企業に関する 名寄せ集計	親会社と子会社の名寄せによる集計	親会社に子会社を名寄せした企業グループについて集計	平成 28 年 5 月（予定）	

上記のほか、地域メッシュ統計を作成する。

平成 26 年経済センサス - 基礎調査

**結果の概要（愛知県版 速報）**

平成 27 年 7 月 31 日

作成：愛知県県民生活部統計課

〒460-8501（県庁個別郵便番号）

電話 052-954-6105（ダイヤルイン）FAX 052-961-2194

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

Home page <http://www.pref.aichi.jp/toukei/>



平成 26 年経済センサス - 基礎調査  
**結果の概要（愛知県版 速報）**

